

山口県がん対策推進計画の見直しについて

1 本県におけるがんに関する現行計画

(1) 第3期山口県がん対策推進計画

- 根拠法令：がん対策基本法第12条
- 計画期間：平成30年度～令和5年度

(2) 第7次山口県保健医療計画 第2部第2編第1章 がん

- 根拠法令：医療法第30条の4第1項
- 計画期間：平成30年度～令和5年度

※両計画について、形式面で若干の差異はあるが、内容面では整合性を確保

⇒**参考資料2** 山口県がん対策推進計画と山口県保健医療計画の対比表

2 国の最近の動向

(1) がん対策推進基本計画（第4期）の策定（令和5年3月）

- 国「がん対策推進協議会」での審議等を踏まえ、令和5年3月の閣議決定により、第4期がん対策推進基本計画を策定

⇒**参考資料3** 第4期がん対策推進基本計画について

⇒**参考資料4** 第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）

(2) がんの医療体制構築に係る指針の改正（令和5年3月）

- 国「第8次医療計画等に関する検討会」において、各都道府県が策定すべき次期医療計画に関する議論が行われ、令和5年3月、その議論を踏まえた形で厚生労働省が「がんの医療体制構築に係る指針」（改正版）を公表

⇒**参考資料5** がん医療体制構築に係る指針

3 次期がん対策推進計画・保健医療計画の策定

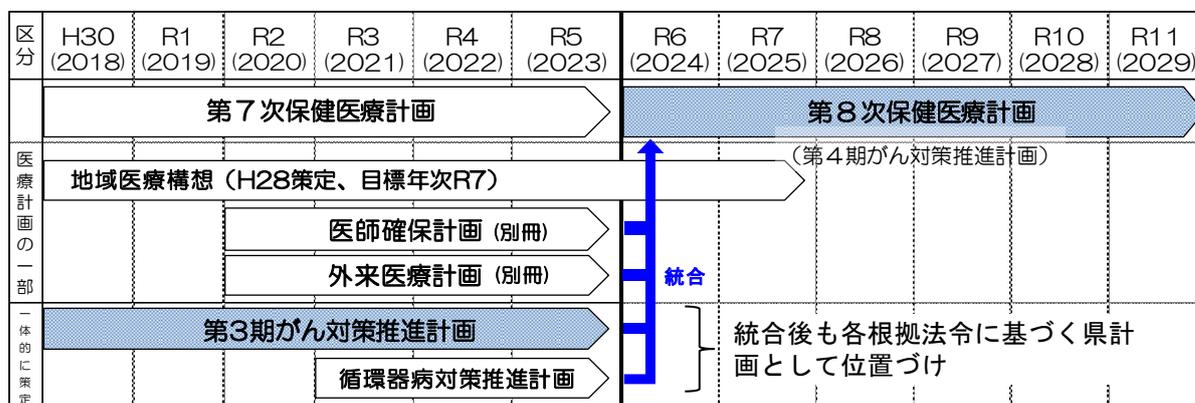
(1) 趣旨

○現行の「がん対策推進計画」及び「保健医療計画」が令和5年度で終了することから、国の基本計画や指針等を踏まえ、令和6年度～11年度（6年間）を計画期間とする「第4期山口県がん対策推進計画」及び「第8次山口県保健医療計画」を本年度中に策定

(2) 関係計画の統合

○全国知事会等からの地方分権提案により、国から「医療計画と政策的に関連が深く内容が重複する計画を一体的に策定できること」が明確化

○県民にとっての分かりやすさの向上や合理化の観点から、「がん対策推進計画」を含む4計画を医療計画（保健医療計画）に統合



(3) 策定スケジュール

令和5年7月	がん対策協議会①（現行計画の見直し）
9～10月	がん対策協議会②（次期計画の素案審議）
10～11月	地域医療対策協議会、県医療対策協議会、医療審議会
12月	県議会、パブリックコメント（～1月）
令和6年1～2月	がん対策協議会③（次期計画の最終案審議）
1～3月	地域医療対策協議会、県医療対策協議会、医療審議会、 県議会
3月	計画策定・公示

4 計画見直しのポイント

(1) 国「がん対策推進基本計画」の見直しのポイント

※参照⇒**参考資料3** 第4期がん対策推進基本計画について

(2) 国「第8次医療計画等に関する検討会」における主な意見

※以下「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」(R4.12.28)からの抜粋

ア 見直しの方向性

- ・がんに関する医療提供体制の構築に当たっては、「がん対策推進基本計画」等の内容を踏まえて取り組むことを基本とする。
- ・引き続き、治療を主とする医療に加え、予防や社会復帰、治療と職業生活の両立に向けた支援等に取り組む。
- ・がん医療圏の設定については、各都道府県の実態を踏まえ、二次医療圏との整合が取れる範囲で、柔軟に設定できることとする。
- ・指標については、今後のがん対策推進協議会における議論の内容を参考に見直す。

イ 具体的な内容

(役割分担を踏まえた集約化)

- ・がん医療が高度化する中で、引き続き質の高いがん医療を提供するため、均てん化に加えて、がんゲノム医療等の高度かつ専門的な医療等について、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する。

(多職種連携によるチーム医療の推進)

- ・多職種連携によるチーム医療の提供をさらに充実させる観点から、拠点病院等において、チーム医療の提供体制の整備を進める。

(特性に応じたがん対策について)

- ・小児・AYA世代のがん対策をさらに充実させるため、地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん診療提供体制の整備を進める。
- ・高齢がん患者が、それぞれの状況に応じた適切ながん医療を受けられるよう、拠点病院等と地域の医療機関等との連携体制の整備を進める。

(新興感染症の発生・まん延時でも機能を維持できる医療体制の整備)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大時等においても、必要ながん診療を提供できるよう、地域の実情に応じた連携体制の整備を進める。

5 本協議会において御意見をいただきたいポイント

(1) 次期計画に盛り込むべき観点・取組事項

○本県のがんを巡る現状（資料2）や現行計画の取組状況（資料3、4）等を踏まえ、次期計画にはどのような観点や取組事項を盛り込むべきか

(メモ)

(2) 次期計画の取組を評価するための適切な指標

○計画に基づく取組を公正に評価するには、適切な指標の設定が不可欠であることから、国（厚生労働省）が示している指標例（参考資料5の最終ページ）も参考にしながら、どのような指標を設定すべきか

(メモ)